

令和6年度第11回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年12月13日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階会議室7

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第41号 令和6年芽室町議会定例会12月定例会議教育委員会所管
一般質問の件（非公開）

日程第3 議案第42号 請負変更契約締結（総合体育館改修工事）の議案に対する意
見申し出の件（非公開）

日程第4 議案第43号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する
意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 2

議案第 4 1 号

令和 6 年芽室町議会定例会 1 2 月定例会議教育委員会所管一般質問の
件（非公開）

令和 6 年芽室町議会定例会 1 2 月定例会議教育委員会所管一般質問について、答弁
しようとするものであります。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年芽室町議会定例会12月定例会議一般質問

令和6年12月17日再開

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
立川 美穂 (40分間)	I 生成AIの速やかな導入について	国は、令和4年に自治体向けに「AI活用・導入のガイドブック」を作成し、技術革新が加速する中で、AIの導入により職員の業務効率化、住民サービスの向上、さらには地域課題の解決につながることを目指し推進しています。 本町では「芽室町DX推進ビジョン」を策定し、人口減少や少子高齢化の進展においても、デジタル技術を活用した持続可能な行政運営と住民の利便性向上に向けて取り組んでいます。住民サービスの一層の向上のために、生成AIの導入を速やかに検討すべきことから、次の2点について町長の見解を伺います。 (1) 生成AIの活用は、行政業務の効率化や職員の業務負担の軽減を図る上で、事務処理や窓口対応が迅速化し、より効果的な住民サービスの提供に寄与する重要な手法の一つと考えますが、この技術の導入に係る基本的な考え方と今後の検討スケジュールについて、見解を伺います。 (2) 生成AIの導入は、住民照会への対応や各種申請処理の迅速化につながり、行政サービスの質の向上に寄与すると考えますが、想定している生成AIの具体的な活用分野、活用手法について、見解を伺います。	町長
早苗 豊 (60分間)	1 町道及び橋梁等の維持管理について	町道及び橋梁については、「第5期芽室町総合計画」、「芽室町都市計画マスタープラン」、「帯広圏交通マスタープラン」等との整合性を図った「芽室町道路マスタープラン（各個別計画含む）」に基づき、整備が進められています。 2019年に策定された「芽室町道路マスタープラン」は、計画期間が残り2年余りとなり、町は次期計画の策定に向けて、これまでの事業成果や課題を整理する時期を迎えていると考えます。 今後の整備にあたっては、帯広圏域はもとより十勝圏全体の企業立地の変化や生活圏域拡大に適応でき得る交通インフラの整備が、まちづくりにかかせないものと考えることから、次の3点について町長の考え方を伺います。 (1) 現在の町道について、今後ともこれまでどおり維持管理が可能と考えるのか、見解を伺います。 (2) 橋梁の長寿命命点検の結果を受けて、どのように今後の橋梁を維持していくのか、見解を伺います。 (3) 降雪期の除雪について、現状の体制を維持していくのか、見解を伺います。	町長

質問議員 氏 名	質 問 項 目	質 問 の 内 容 ・ 要 旨	答 弁 を 求 め る 者
渡辺洋一郎 (45 分間)	1 障がいのある 人が地域で安 心して生活で きるまちづく りについて	本町では、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指し、2000年に「芽室町障害者福祉計画」を策定して以来、本年3月に「第7期芽室町障がい者福祉計画」を策定しました。 基本施策の中の「生活支援の充実」と「支援を広げるための施策の充実」は、障がいのある人やその家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めるにあたり、さらなる充実を図る必要があると考え、次の3点について伺います。 (1) 相談支援体制の充実を図るための「基幹相談支援センターの設置」について、本町におけるこれまでの取組経過、今後の課題と展望について伺います。 (2) グループホームなどの住まいを含めた支援体制の整備について、本町におけるこれまでの取組状況、今後の課題と展望について伺います。 (3) 障がいの特性や差別に対する理解の促進や障がいの有無にかかわらず町民同士がふれあう機会の充実について、本町におけるこれまでの取組状況、今後の課題と展望について伺います。	町 長
堀 切 忠 (45 分間)	1 小学校にお けるフッ化物 洗口の導入に ついて	町は、2025年度（令和7年度）から小学校において「フッ化物洗口事業」を新たに実施する予定で、これは2008年に公布された「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」に基づくと考えますが、学校及び関係団体からは不安の声も寄せられている中、課題認識と効果や展望について、次の5点の教育委員会の見解を伺います。 (1) 次年度から小学校で事業を導入するにあたり、実施する目的及び期待する効果について、見解を伺います。 (2) 集団事業の安全性、有効性について、見解を伺います。 (3) 保護者、教職員への説明をどのように行い、理解を得ようとするのか、見解を伺います。 (4) 学校現場における「働き方改革」との整合性に関する課題と対策について、見解を伺います。 (5) 次年度開始に向けての実施予定時期とプロセス（手順）について、見解を伺います。	教育委員会

令和6年芽室町議会議定例会12例会議一般質問

令和6年12月18日再開

質問議員 氏名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
菊池秀明 (30分間)	1 農地活用及び農業後継者対策について	第5期芽室町総合計画では、「担い手育成と農業の応援団づくり」の施策のひとつに「雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者の生活の安定に向けた対策を総合的に解決するための仕組みづくりを農業関係機関・企業と連携して構築する。」とし、農業委員会では、これまでの主な取組として、「農地等の利用の最適化活動」、「独身農業者の婚活事業等交流会の開催」、「農業者と結婚を希望する方へ農業体験等の実施など出合いの場づくり」などを行ってきました。 農業委員会が担っている基幹産業・農業の「担い手育成と確保」は、今後に向けても継続、強化して取り組む重要事項であることから、次の3点について農業委員会の見解を伺います。 (1) 本町における「農地活用及び農業後継者対策」に係る取組について、これまでの成果と課題及び将来に向けた方策や展望について、見解を伺います。 (2) 本町における「農業委員会の運営」について、委員構成や活動状況を踏まえた課題と展望について、見解を伺います。 (3) 本町における重要な基幹産業である農業（一次産業）を持続可能なものとするための農業委員会の取組として、将来ビジョンについて見解を伺います。	農業委員会

質問議員 氏 名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を 求める者
鈴木健充氏 (60分間)	1 新嵐山スカイパークの経営理念について	このほど公表された「新嵐山スカイパークのグラウンドデザイン（全体的な構想）」では、素案ではあるが、基本理念に「30年後も笑顔が集まる風景」と長期的展望をうたい、かつ、町民に愛され、町民の活用が感じられる場所を目指すとした。 今後、この理念を基に、事業の具体的な検討が進められるにあたり、次の3点について現時点での町長の見解を伺います。 (1) 町民が愛し誇れる場所となるために、どのような方策でこの実現を目指すのか、見解を伺います。 (2) 新嵐山スカイパークの経営に民間活力を活用する効果及び目指す成果は何か、また、これまでの長年の運営実績を踏まえて、新たに重視した視点は何か、見解を伺います。 (3) 町の財政負担の軽減を図ることが随所に意識され、特に初期投資にあつては、国等関係機関との連携を視野に入れているが、長期的な視点として、これまでの同一事業の実績と比較し、毎年度の概算経費をどのように見込んでいるのか、その経費は、今後の社会情勢を鑑みたと上で町財政にどのような影響し、その影響にどのように対応していくかと想定しているのか、見解を伺います。	町 長
2 芽室公園のPark-PFIについて		芽室公園は、町の歴史上数々の重要な役割を果たし、併せてこれまでの間、様々な活用や構想の検討など協議を重ねて今日に至ります。このたび、芽室公園の新たな整備として「Park-PFI」という手法を用いる構想が公表されましたが、これは単なる公園整備ではなく「まちなか再生事業」として、町民、商工業者、関係機関等に大きな影響を及ぼす一大プロジェクトであると考えるところから、次の2点について現時点での町長の見解を伺います。 (1) 本事業について、町はすでに関係者から「市場性を有する可能性が高い」との認識を確認しているとのことですが、他の自治体の事例等も踏まえ、住民及び地元商工業への影響、課題、また、効果についてどのように捉え、本町ではどのような見通しを想定しているのか見解を伺います。 (2) 芽室公園までのアクセスは、国・道・町等がそれぞれ管理する道路等の機能が基本となりますが、この構想に至る要因となった主な「交通アクセス」の背景をどのように捉え、今後どのような協議や整備を経て事業を進めようとしているのか、見解を伺います。	町 長

日程第 3

議案第 4 2 号

請負変更契約締結（総合体育館改修工事）の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

請負変更契約締結（総合体育館改修工事）の議案に対する意見について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようと
するものであります。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第 38 - 2 号

令和6年12月13日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

契約締結について（申出）

このことについて、別添のとおり契約を締結いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

平成25年5月1日議決

改正

平成26年12月24日議決

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項

町議会の議決により指定された町長の専決処分事項（昭和59年12月25日議決）の全部を改正する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法令上、町の義務に属する1件100万円以下の和解、調停及び損害賠償額の決定に関すること。
- 2 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により議決された工事又は製造の請負契約について、請負金額を250万円以内の額で変更すること。
- 3 災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正に関すること。
- 4 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正に関すること。

附 則（平成26年12月24日議決）

この議決は、平成27年5月1日から施行する。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。

日程第 4

議案第 4 3 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の
件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和 6 年 1 2 月 1 3 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教 推 第 4 0 - 6 号

令和6年12月13日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）